

地方税法施行規則の一部を改正する省令の概要

令和 8 年 3 月
総 務 省

1 改正の趣旨

地方税法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、固定資産税等の特例に関する細目を定めるほか、所要の規定の整備を行う。

2 主な改正の内容

新築住宅に係る税額の減額措置等について、対象外とする区域の細目（※）を定める。

※ 市町村長等が周辺地域における土地利用の状況等を総合的に勘案し、本減額措置等を適用することが適当と認める区域として指定して公示した区域以外の災害危険区域 等

3 施行期日

令和 1 1 年 4 月 1 日